

## 船橋市消防団の概要

### 1 沿革

船橋市消防団は、昭和22年の消防団令公布により、それまでの警防団を改め、船橋市消防団として11分団、860名で発足しました。

その後、組織改正を繰り返し、昭和52年に20分団59ヶ班、条例定数720名となり現在に至っております。

また、平成7年には、女性団員を採用し、男性団員と協力して町会・自治会等の消防訓練指導や応急救護指導等に活躍しております。

### 2 組織

本市消防団は、市民の安全を確保するため「自分たちの地域は自分たちで守る。」という地域連帯の精神に基づき、現在1団20分団59ヶ班、定員720名で、団員一丸となって地域の住民から愛され、親しまれる消防団として、魅力ある組織づくりを目指しております。

## 船橋市消防団の身分と補償は？

消防団員は、地域住民を火災その他の災害から守るという献身的な働きをし、しかもその活動は、代価を求めないボランティア精神で支えられています。しかし、ボランティアといえども消防団の活動は、昼夜を問わない緊急の出動や危険を伴います。

そこで、船橋市では、その労苦に報いるため、また、団員が後顧の憂いなく消防団活動に専心できるよう様々な補償を行っております。

### 1 消防団員は特別職の公務員です。

消防団員は、消防局・署の職員と違って、消防を本業として生計を立てているわけではありません。しかし、その任務の重要性から、その身分は市長、市議会議員などと同じ「特別職の地方公務員」です。

### 2 消防団の入団、退団は本人の意志によります。

消防団への入団は義務ではなく、また強制されるべきものでもありません。入団後の活動も、団員個人の仕事や家庭の状況に応じて、できるだけのことをしていただければ結構です。もちろん退団についても個人の意志により自由に行うことができます。

### 3 公務によるケガ、病気は完全に補償されています。

消防団員が、火災や訓練など公務により死亡したり、ケガや病気になった場合は、船橋市が、その損害を補償しますので安心して消防団活動に従事することができます。

### 4 消防団員は、年間報酬と費用弁償が支給されます。

消防団員は、階級によって1年間に次のとおり報酬が支給されます。また、災害などに出動すると次のとおり費用弁償（出動手当）が支給されます。

#### （1）年間報酬

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
159.000	127.000	95.000	76.000	53.000	39.000	34.000

#### （2）費用弁償

- ① 火災出動（1回につき2, 200円）
- ② 警戒出動（1日につき2, 200円）
- ③ 訓練出動（1日につき2, 200円）

### 5 在団中の労苦に報いるため、報償制度があります。

消防団員が多年にわたり在職して退団した場合は、消防組織法に基づき、船橋市が在団年数などに応じて「退職報償金」を支給します。

### 6 消防団活動の功勞に対して各種の表彰制度があります。

活動の代価を求めない消防団員に対して、その栄譽を末永く賞賛するために勤続年数や功勞に応じて、消防庁長官、知事、市長、消防団長などから各種の表彰が授与されます。

### 7 制服や制帽など消防団活動で使用する被服は、船橋市から貸与されます。

消防団員といえば、凜々しい制服姿を想像される方も多数いらっしゃると思いますが、これらの制服、制帽、活動服、靴などは、団員一人一人の体型にあったものを船橋市から全員に貸与いたします。

## 船橋市消防団員になるには？

消防団員になるには、特別な資格はいりません。

船橋市内に居住又は勤務する18歳以上の健康な人なら男女を問いません。

現在「自分たちの街は自分たちで守ろう」という気持ちのもと、いろいろな職業を持った人達が、地域の防火防災のために活躍しております。女性団員も男性団員と協力して、地域の皆さんと船橋の街を守っています。



## 地域の皆さんと共に



### 入団申し込み（問合せ先）

消防団についてもっと知りたい方、消防団員になりたい人は、地元の消防団もしくは船橋市消防局警防課消防団担当までご連絡ください。



**047(435)8628**

船橋市消防局ホームページ <http://www.city.funabashi.chiba.jp/shosomu/somu/shobotop.htm>